

旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する取扱規程（平成19年旭医大達第68号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>第1条～第3条（略） （副学長の責務）</p> <p>第4条 研究を担当する副学長は、管理・運営体制に関する規程に定める統括管理責任者として以下の責務を負う。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p><u>（3）研究者等に研究者倫理に関する教育を定期的に行うこと。</u>（新設）</p> <p>第5条～第8条（略） （不正行為の告発等）</p> <p>第9条 1～5（略）</p> <p>6 <u>不正行為</u> が行われようとしている場合又は<u>不正行為</u>を求められているという告発等があった場合については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学に所属しない被告発者に警告を行</p> | <p>第1条～第3条（略） （副学長の責務）</p> <p>第4条 研究を担当する副学長は、管理・運営体制に関する規程に定める統括管理責任者として以下の責務を負う。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>第5条～第8条（略） （不正行為の告発等）</p> <p>第9条 1～5（略）</p> <p>6 <u>特定不正行為</u> が行われようとしている場合または<u>特定不正行為</u>を求められているという告発等があった場合については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学に所属しない被告発者</p> |

った場合は、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知するものとする。

7～12（略）

第10条～第12条（略）

（本調査）

第13条 学長は、前条の報告を受けた後、告発を受けてから30日以内に本調査を行うか否かを決定するものとする。特定不正行為の本調査を行うことが決定した場合は、特定不正行為の本調査の実施について配分機関及び文部科学省に報告するものとし、不正使用については、本調査の要否を配分機関に報告するものとする。

2～6（略）

第14条～第15条（略）

（14条委員会による調査及び報告）

第16条 1～7（略）

8 学長は、前項の報告を受けた後、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

9（略）

10 学長は、期限までに14条委員会の調査が完了しない場合であっても、文部科学省又は配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を行うものとする。

（15条委員会による調査及び報告）

第17条 1～4（略）

5 15条委員会は、調査した内容をとりまとめ、当該調査の結果を学長に報告しなければならない。（新設）

6 学長は、前項の報告を受けた後、告発の受付から210日以内に、

に警告を行った場合は、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等について通知するものとする。

7～12（略）

第10条～第12条（略）

（本調査）

第13条 学長は、前条の報告を受けた後、告発を受けてから30日以内に本調査を行うか否かを決定するものとする。特定不正行為の本調査を行うことが決定した場合は、特定不正行為の本調査の実施について配分機関及び文部科学省に報告するものとし、不正使用については、本調査の要否を配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

2～6（略）

第14条～第15条（略）

（14条委員会による調査及び報告）

第16条 1～7（略）

8 学長は、前項の報告を受けた後、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

9（略）

10 学長は、期限までに14条委員会の調査が完了しない場合であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

（15条委員会による調査及び報告）

第17条 1～4（略）

5 学長は、告発の受付から210日以内に、15条委員会で審議した調

15条委員会で審議した調査結果，不正発生要因，不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況，再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。また，調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するものとする。

(削除)

7～8 (略)

9 学長は，配分機関の求めに応じ，15条委員会調査の終了前であっても，調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を行うものとする。

10 学長は，配分機関の求めに応じ，15条委員会調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き，事実に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査に応じるものとする。

第18条 (略)

(不服申立て)

第19条 (略)

2 学長は，不正行為について被告発者から前項の不服申立てがあったときは，告発者に通知するものとする。また，悪意告発認定者からの不服申立てがあった場合には，被告発者に通知するとともに，悪意告発認定者が学外者の場合には，当該者の所属する機関に通知するものとする。この場合において，学長は，特定不正行為にあっては配分機関及び文部科学省に報告するものとし，不正使用にあっては配分機関に報告するものとする。また，不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第20条 1～3 (略)

調査結果，不正発生要因，不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況，再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。

6 学長は，前項の報告を受けた後，調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知するとともに，その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知するものとする。

7～8 (略)

9 学長は，配分機関の求めに応じ，15条委員会調査の終了前であっても，調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

10 学長は，15条委員会調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き，事実に係る資料の提出又は閲覧及び現地調査に応じるものとする。

第18条 (略)

(不服申立て)

第19条 (略)

2 学長は，不正行為について被告発者から前項の不服申立てがあったときは，告発者に通知するものとする。また，悪意告発認定者からの不服申立てがあった場合には，被告発者に通知するとともに，悪意告発認定者が学外者の場合には，当該者の所属する機関に通知するものとする。この場合において，学長は，特定不正行為又は不正使用にあっては配分機関及び文部科学省に報告するものとし，不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

4 学長は、前項の報告を受けた後、調査結果を不正認定者からの不服申立ての場合は告発者、被告発者及び被告発者が学外者の場合には所属する機関に、悪意告発認定者からの不服申立ての場合は、告発者、被告発者及び告発者が学外者の場合には所属する機関に速やかに通知するものとする。また、学長は特定不正行為又は不正使用にあつては配分機関及び文部科学省に調査結果を報告するものとし、不正使用にあつては配分機関に報告するものとする。

5 (略)

(調査結果の公表)

第21条 学長は、調査委員会において特定不正行為又は不正使用が行われたと認定したときは、速やかに調査結果について次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において特定不正行為又は不正使用があつたと認定されたときは、当該行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

2 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあつた場合には、調査結果を公表することとし、また、悪意に基づく告発の認定があつたときは、告発者の氏名・所属を公表するものとする。この場合において、悪意告発認定者が学外者の場合には、当該者の所属する機関に通知するものとする。

(削除)

第22条～第24条 (略)

(研究費の使用中止)

第25条 学長は、不正認定者に対して、研究機器等の維持に係る経費

4 学長は、前項の報告を受けた後、調査結果を不正認定者からの不服申立ての場合は告発者、被告発者及び被告発者が学外者の場合には、所属する機関に、悪意告発認定者からの不服申立ての場合は、告発者、被告発者及び告発者が学外者の場合には、所属する機関に速やかに通知するものとする。また、学長は特定不正行為又は不正使用にあつては配分機関及び文部科学省に調査結果を報告するものとする。

5 (略)

(調査結果の公表)

第21条 学長は、調査委員会において特定不正行為又は不正使用が行われたと認定したときは、速やかに調査結果について次の各号に掲げる事項を公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があつたと認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

2 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあつた場合には、調査結果を公表することとし、また、悪意に基づく告発の認定があつたときは、告発者の氏名・所属を公表するものとする。

3 学長は、第1項の公表内容については、当該事案に係る公的研究費の配分機関へ事前に報告し、第2項ただし書きのうち、悪意に基づく告発の認定に関する公表内容については、告発者の所属機関に通知するものとする。

第22条～第24条 (略)

(研究費の使用中止)

第25条 学長は、不正認定者に対して、研究機器等の維持に係る経費

を除き、告発の対象となった研究費の使用中止を命ずることができる。

第26条～第29条（略）

附 則

この規程は、令和5年1月12日から施行する。

【改正理由】

本学の研究活動における不正行為防止のため所要の改正を行うものである。

を除き、告発の対象となった研究費の使用中止を命ずるものとする。

第26条～第29条（略）